

こころ石内北自治会 手引き

令和2年4月

目 次

- 1 こころ石内北自治会 規約
- 2 こころ石内北自治会 役員会内規
- 3 こころ石内北自治会自主防災会 規約
- 4 石内北学区社会福祉協議会
- 5 連絡窓口一覧

1 こころ石内北自治会 規約

『こころ石内北自治会』規約

第 1 章 総 則

第1条 （名称）

この会は、「こころ石内北自治会」(以下「本自治会」という。)と称する。

第2条 （目的）

本自治会は、健康で文化的かつ安全で快適な居住環境の育成保護を推進するとともに、会員相互の親睦を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条 （事務所）

本自治会の事務所は、会長宅とする。

第4条 （組織）

本自治会は、『こころ石内北』に居住する住民で組織し、組織図は【図1】とする。

第5条 （規約の遵守義務）

会員は、この規約を遵守し、協調と連帯を旨として、本自治会の円滑な運営に努めなければならない。

第 2 章 会 員

第6条 （会員の資格）

会員の資格は、『こころ石内北』の居住者となったときに取得し、居住者でなくなったときに喪失する。

第7条 （会員の義務）

新たに会員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により班長を経由して、本自治会会長に届け出ねばならない。

第 3 章 業 務

第8条 （業務）

本自治会は、第2条の規定に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 会員相互の親睦に関する業務
- 2 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務
- 3 防災に関する業務(こころ石内北自治会自主防災会の業務)
- 4 広報及び連絡に関する業務

- 5 子供の育成に関する業務
- 6 文化に関する業務
- 7 体育に関する業務
- 8 社会福祉に関する業務
- 9 防犯に関する業務
- 10 本自治会への入会、退会等の事務に関する業務
- 11 その他、本自治会の目的遂行の為に必要な業務

第4章 役員等

第9条（役員）

本自治会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
街区長	若干名
会計	3名
監査	若干名
文化部長	2名
体育部長	2名
環境部長	2名
総務部長	4名
社会福祉部長	2名
防犯部長	2名
広報部長	2名
班長	班毎に1名

※『こころ石内北』自治会役員・班長選出基準細則の選出基準に従い、上記人数は変動するものとする。

第10条（選出）

役員の選出方法は、次のとおりとする。

役員の選出は、役員・班長選出基準細則により選出された役員・班長候補者の中から選出し総会において承認を得る。

第11条（職務）

各役員の職務は、次のとおりとする。なお、詳細については役員会で相互調整し、職務分担を定める。

- 1 会長は、本自治会を代表し、総会の決議に基づいて業務を統括、遂行する。
- 2 副会長は、会長の指示した職務を代行し、会長に支障があるときはその職務を代行する。また、役員会の進行を行う。
- 3 会計は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。
- 4 監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5 総務部は、役員会、総会の運営に関する業務及び会の内外での連絡を行う。

- 6 環境部は、衛生・秩序・風紀に関する業務を行う。
- 7 文化部は、文化行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 8 体育部は、体育行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 9 社会福祉部は、会員の健康増進・子供育成・高齢者の支援等社会福祉に関する業務を行う。
- 10 防犯部は、防犯・風紀に関する業務を行う。
- 11 広報部は、会の内外での広報等を行う。
- 12 街区長は、円滑な自治会運営のため、街区の統括・管理および連絡・調整業務を行う。また、会の議事・行事の内容について記録し、班長に報告する。
- 13 班長は、班内の統括・管理及び連絡・調整業務を行う。
- 14 防災・救命・救助等に関する業務は、こころ石内北自治会自主防災会として行い、会長、副会長、総務部を中心に、役員全員で実施する。

第12条（任期）

役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は、選任された年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。また、令和3年度から、会長、副会長及び総務統括部長の任期は選任された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。
- 2 役員が職務の履行に不誠実で、自治会運営に支障が生じる場合は、当該役員を解任することができる。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会において選任補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了または辞任によって退任する役員は、後任者へ業務の引継ぎを行い、後任者の就任まではその職務を遂行するものとする。また、後任者の任期中に前任者は顧問として後任者のサポートを行うものとする。
- 4 役員が本自治会員の資格を失った場合、当該役員はその地位を失う。

第13条（顧問）

自治会業務の円滑・効果的な実施のため、本自治会に次の顧問をおくものとする。

- 1 会長顧問及び副会長顧問は、重要な会務について会長の諮問に答え、業務全般が円滑に行えるよう後任者をサポートする。なお、原則として役員任期終了後に前任者が各顧問となるものとする。
- 2 部顧問および街区長顧問は、各部・各街区において後任者に必ず付き、各部・各街区の業務全般について後任者をサポートするものとする。なお、原則として役員任期終了後に前任者が各顧問となるものとする。
- 3 特別顧問は、役員の推薦により会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に答える。なお、特別顧問は会長および副会長経験者等を基本とする。
- 4 役員を再任した際は、役員の推薦により会長が委嘱し、各顧問をおくことができる。
- 5 各顧問については役員ではないので、役員会の出席は任意とする。
- 6 任期は1年間とする。

第14条（特別委員会）

本自治会に特別委員会を設置することができる。

- 1 特別委員会は自治会員からの要望に応えるため、その課題解決のみにあたる専門委員会で、役員会で4分の3以上の承認を得れば設置できる。

- 2 任期は課題の内容により、役員会で設置の際に決める。
- 3 特別委員会の構成員資格は自治会員とする。
- 4 役員会は特別委員会の活動について適時報告を受け、適切な活動が行われているかを審査し、不適切と判断した場合は、活動停止及び解散させることができる。

第5章 会 議

第15条（会議）

- 1 本自治会の会議は、総会（通常・臨時）、役員会、三役会及び部会とする。
- 2 会議は、各会の長が招集する。

第16条（会議の構成）

会議の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会は、この代表者をもって構成する。
- 2 役員会は、監査及び班長を除く役員をもって構成する。ただし、役員会の事前承認により、構成員を変更することができる。
- 3 三役会は、会長、副会長、総務統括部長をもって構成し、必要に応じて他の役員を招集することができる。
- 4 部会は、部長及び部員をもって構成する。

第6章 総 会

第17条（決議事項）

次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 1 収支予算及び事業計画の決定
- 2 収支決算及び事業報告の承認
- 3 会費等の額及び徴収方法
- 4 規約の制定、改正及び廃止
- 5 役員の選任及び解任
- 6 その他本自治会の業務に関する重要事項

第18条（開催）

- 1 通常総会は、毎年1回、新会計年度開始前後1ヶ月以内に開催しなければならない。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は戸の代表者総数の5分の1以上の同意を得たとき、もしくは監査から会議の目的を示して請求があったとき開催する。

第19条（議長等）

総会の議長、書記及び議事録署名人は、その総会において、出席者の中から選任する。

第20条（定足数）

総会は、戸の代表者の過半数以上の出席がなければ開催できない。

第21条（議決）

- 1 総会の議決は、出席者の過半数で決する。
- 2 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項の規定に関わらず出席者の4分の3以上で決する。
 - (1) 規約の制定、改正及び廃止
 - (2) その他総会において、本項に定める方法により決議することとした事項

第22条（委任）

やむを得ない事由によって出席できない会員は、書面または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

第23条（総会の議事録）

- 1 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び開催場所
 - (2) 総会員数及び出席会員数（委任状を含む）
 - (3) 議長及び書記
 - (4) 開催目的、審議の経過の概要及びその結果
- 2 書記は議事録を作成し、議事録署名人は議事録に署名押印する。

第7章 役員会及び三役会

第24条（決議事項）

役員会は、次の事項を決議する。

- 1 総会から付託された事項
- 2 総会へ提案する事項
- 3 その他総会の議決を要しない事項

第25条（開催）

役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員がその4分の1以上の同意を得て役員会の招集を会長に請求した場合に開催する。

第26条（議長）

役員会の議長は、会長が役員の中から指名する。

第27条（定足数）

役員会は、役員のうち、会長、副会長、会計、総務部長、街区長及び各部部長1名を定数とし、過半数の出席がなければ開催できない。ただし、役員が出席できない場合は、所属部員が代理出席することができる。

第28条（議決）

役員会の議決は、出席役員の3分の2以上で決する。

第29条（役員活動費）

以下の役員には、活動費として役員別に、1人に付き1年間当たり次の金額を支給する。
その他の活動費の支給等に関することは、内規により規定する。

会長	10,000 円
副会長	5,000 円
街区長、会計及び各部長	3,000 円
班長	2,000 円

第30条（三役会）

三役会は次の事項を審議し、決定する。

- 1 役員会への提案事項
- 2 事業計画の実施及び推進に関する事項
- 3 その他自治会の運営に必要な事項

第 8 章 部 会

第31条（決議事項）

部会は次の事項を決議する。

- 4 役員会に付議すべき事項
- 5 部会に付託された事項の執行に関する事項
- 6 会務の執行に関する事項

第 9 章 会 計

第32条（会計年度）

本自治会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第33条（会費）

- 1 会費は、会員一戸当たり月額 500 円とする。
- 2 会費は、半期に1度まとめて 3,000 円を班長が会員から徴収し、会計にその月の25日までに納入する。
- 3 新しく入居した場合、20日までの入居者についてはその月分から、21日以降の入居者については翌月分から徴収する。
- 4 転居等の事由により退会する場合、10日までに転居した場合はその月分から、11日以降に転居した場合は翌月から返却する。

第34条（収支予算の作成及び変更）

- 1 会長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、会長はその案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

第35条（会計報告）

役員会は、収支決算書を作成したうえ会計監査を経たのち、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

第36条（預金口座の開設）

- 1 本自治会は、会計業務を遂行するため、本自治会名義の預金口座を開設するものとする。
- 2 預金口座の住所は、会計宅とする。

第37条（出納簿）

会計は、出納簿を作成して保管し、会員の請求があるときは、いつでも閲覧させなければならない。

第38条（監査役）

前会計は、監査役として翌年度の会計監査を行うものとする。

第10章 資 金

第39条（資金）

本自治会の資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 助成金
- 3 寄付金
- 4 協賛金
- 5 その他

第11章 弔 事

第40条（手続）

会員の弔事が生じたときは、その班の班長は街区長に連絡し、街区長は会長に速やかに連絡する。また、その班の班長は、喪主あるいは家族の指示を仰ぎ、承諾があれば、広報誌等により会員に周知する。

第41条（香典）

本自治会の会員が死亡したときは、次の香典を供えるものとする。

- 1 会員一人当たり 3,000 円
- 2 班単位の香典は行わないこととする。
- 3 香典の返しは行わないこととする。

第12章 旅 費

第42条（旅費）

役員が会務のために旅費が必要なときは、実費を支給する。ただし、自家用車を利用した場合の旅費は、1台につき一律1回 300 円とする。

附 則

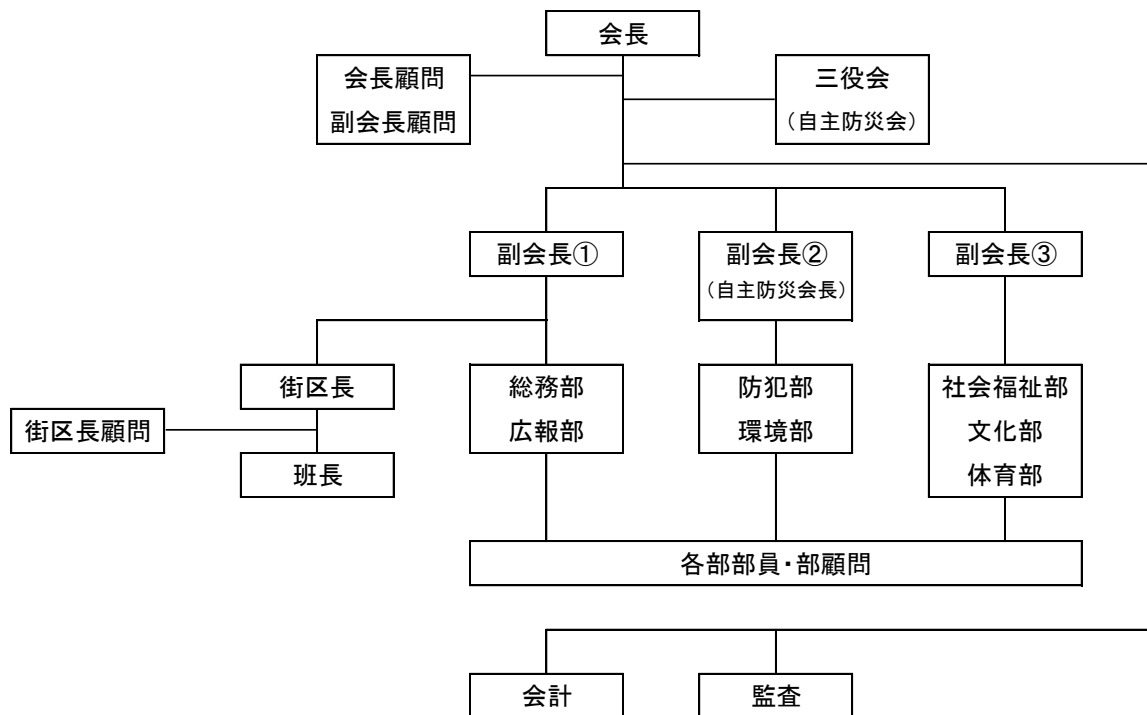
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、役員選出に関しては、仮規約として

平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。



【図 1】 ころ石内北自治会組織図

2 こころ石内北自治会 内規

『こころ石内北自治会』役員会内規

『こころ石内北自治会』役員会内規

第 1 条（目的）

この内規は、『こころ石内北自治会』規約第2条の規定に定める目的を達成するため、また、役員会を円滑・効果的に運営するため、役員間の申し合わせ事項として設ける。

第 2 条（役員職務）

規約第 11 条(職務)で定める各役員の職務の具体的分担は、下表のとおりとする。なお、これを標準として各役員の個別事情等を勘案して相互協力により業務を円滑に遂行するものとする。

表 1 会長および副会長の職務

役職名	職務分担
会 長	○ こころ石内北自治会運営の統括 ○ 対外的業務
副会長	○ 会長代行及び補佐業務 ○ 管轄する各部の相談役 ○ 防災関係業務(自主防災会)の統括

表 2 各部および会計の職務

役職名	職務分担
総務部	○ こころ石内北自治会規約の管理 ○ 役員会および総会の運営・記録の業務 ○ 自治会入会・退会等の事務業務 ○ 街区長の相談役 ○ 上記に付随する業務
環境部	○ 風紀に関する業務(防犯部と協働) ○ 衛生に関する業務・ダストステーション管理業務 ○ 佐伯区公衆衛生推進協議会に関する業務 ○ 上記に付随する業務

社会福祉部	○ 高齢者支援に関する業務 ○ 子育て支援・子ども育成に関する業務 ○ 上記に付随する業務
体育部	○ 健康増進支援に関する業務 ○ 石内北小学校体育施設開放事業に関する業務 ○ 体育的行事(ラジオ体操など)に関する業務 ○ 会員相互の親睦に関する業務 ○ 上記に付随する業務
文化部	○ お祭りに関する業務 ○ 会員相互の親睦に関する業務 ○ 上記に付随する業務
防犯部	○ 風紀に関する業務(環境部と協働) ○ 秩序と安全(防犯)に関する業務 ○ 警察等各種関係機関との対応窓口 ○ 公園・道路・街路灯等の維持管理に関する連絡業務 ○ 交通安全協会に関する業務 ○ 上記に付随する業務
広報部	○ 広報に関する業務 ○ 自治会ホームページに関する業務 ○ 役員会議事録の作成・回覧業務 ○ 上記に付随する業務
会 計	○ 会費・助成金・寄付金等の出納業務 ○ 預貯金管理 ○ 上記に付随する業務

表 3 街区長・班長の職務

役職名	職務分担
街区長	○ 担当街区の統括・管理業務(自治会への入退会管理の総括含む) ○ 担当街区の連絡・調整業務 ○ 担当街区の班長・会員の取りまとめ及び相談窓口 ○ 会の議事・行事の内容について記録・報告業務 ○ 上記に付随する業務
班長	○ 担当班のとりまとめ、回覧 ○ 担当班内の相談窓口 ○ 担当班内の会費およびその他経費の徴収事務 ○ 担当班内における自治会への入退会事務等 ○ 上記に付随する業務
【参考】 顧問	○ 引継ぎ後の当面の業務についての相談役 ○ 引継ぎ後の必要に応じた補佐

第 3 条（関係組織との連携強化）

第 2(役員職務)に定めるとおり、各部が主体的に関係組織と十分な連携を行い、相互応援および課題解決することで、地域活性化、活気ある住みよい街づくりを推進する。特に、社会福祉協議会の職務は、当面役員全員で兼務して担当を分担することとする。なお、連携強化および対応にあたり、多額の予算を要する事案、自治会全体に影響がある等重要な事案については、適宜、役員会に報告・上申し、決議する。

第 4 条（活動費）

会員が対外的な行事・会議等会務のために経費が必要なときは、会長の判断により実費を支給することができる。
また、職務を誠実に履行した役員に対しては、規約第29条に加えて、自治会費相当額を追加支給する。

第 5 条（改廃）

この内規の改廃は、役員会で審議し、決定する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

こころ石内北自治会 役員選出基準細則

『こころ石内北自治会』役員選出基準細則

第1条(目的)

この選出基準は、『こころ石内北自治会』役員選出の準備段階の細則として設ける。

第2条(役員候補者の選出)

各班において、役員候補者を選出する。なお、会長、副会長、各部長・副部長、会計については、その事前に会員から公募することができるものとする。

また、各班より自主的に立候補者(公募)が出た場合は、各班は内規(取り決め)より優先して扱い、役員立候補者を複数出してよい。立候補者が出た班の役員候補者の選び方(内規の変更等)については当該班で協議して決める。

第3条(役員候補者の職務分担)

前条により選出された役員候補者のなかで、次の担当職務役員を互選により決定する。また、班長は各部の部員を兼任する。なお、当該年度毎に必要な役員数を決定するとともに、役員候補の選出を免除する班を順番で設定する。

- | | | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 1 会長 | 2 副会長 | 3 街区長 | 4 会計 | 5 文化部 | 6 体育部 | 7 環境部 |
| 8 総務部 | 9 社会福祉部 | 10 防犯部 | 11 広報部 | 12 班長 | | |

第4条(年度途中における班構成と役員候補者選出基準)

入居者の増加に伴い、新たな班を構成する場合には次による。

- 1 1班は10世帯以上により構成する。
- 2 同じ班内に20所帯以上の居住者がいれば、新規に班を構成することが出来る。
- 3 新たな班を構成した場合は、新規に班長を選出する。
また、この新班長の担当職務については、役員会で協議の上決定するものとする。
- 4 民生委員・児童委員、高齢者のみの家庭については、役員候補者から免除することができる。

第5条(役員の任期)

令和3年度から、会長、副会長及び総務統括部長の任期を2年、その他の役員の任期を1年とする選出を行う。

第6条(改廃)

この細則の改廃は、役員会の審議を経て、決定事項を総会で報告する。

附 則

この細則は、平成29年12月1日から施行する。

平成31年4月1日から一部改正施行する。

令和2年4月1日から一部改正施行する。

3 こころ石内北自治会 自主防災会 規約

こころ石内北（町内会・自治会）自主防災会規約

（目 的）

第1条 この会は、地震、風水害、火災その他の災害による被害を未然に防止し、及び被害を軽減するため、こころ石内北（町内会・自治会）の住民が隣保協同の精神に基づき自主防災活動を推進することを目的とする。

（事 業）

第2条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導等応急対策に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

（防災計画）

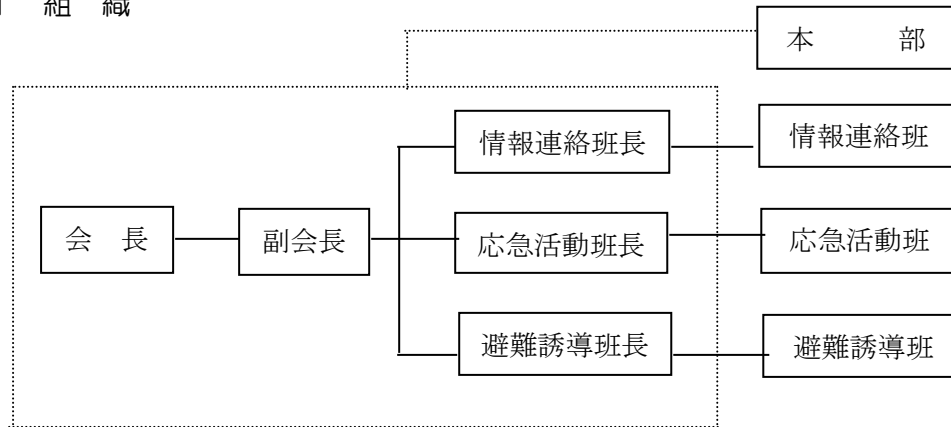
第3条 この会は、前条の事業を円滑に推進するため、防災計画を作成する。

（適用）

第4条 この規約は、平成30年5月5日から適用する。

こころ石内北〔町内会・自治会〕自主防災会防災計画

1 組 織



2 役 割

編 成	役 割	
	平 常 時	災 害 時
本 部	1 会の総括及び運営指導を行う。 2 防災訓練を年1回以上実施する。	1 各班の調整、指導及び防災関係機関との連絡調整を行う。
情 報 連絡班	1 防災意識を高めるため、次の事項を必要に応じて行う。 (1) パンフレット等の配布、閲覧 (2) 防災教室等の開催	1 情報の収集・伝達を行う。 2 <u>避難所運営本部における「情報広報班」の業務を行う</u>
応 急 活動班	1 地域内において、次の事項を年 1 回以上点検する。 (1) 燃えやすいものやたき火などが放置されていないか (2) 消火や避難のさまたげになるものはないか (3) 降雨や地震時に危険ながけはどこか 2 各家庭において、次の項目を定期的に点検するよう呼びかける。 (1) 火気使用器具の整理とその周辺の整理整頓 (2) 可燃物や危険物の保管状況 (3) 転倒、落下危険のある家具等の安全管理状況	1 初期消火等災害の初期に被害を最小限度に食い止める活動を行う。 2 <u>避難所運営本部における「施設管理班」及び「食料物資班」の業務を行う。</u>
避 難 誘導班	1 全員が安全に避難できるよう、避難計画を作成する。	1 全員を避難誘導する。 2 <u>避難所運営本部における「救援救護班」の業務を行う。</u>

3 編成表

会 長 _____ TEL _____
 |
 副会長 _____ TEL _____

町内会、 自治会の 構成	世帯数
	世帯 組、班等の数 班

区 分	本 部		情 報 連 絡 班 (広報部長)		応 急 活 動 班 (防犯部長)		避 難 誘 導 班 (社会福祉部長)	
	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
班 員 (〇 印 は 班 長)	自治会長		広報部長		防犯部長		社福部長	
	自治会 副会長		各街区長 G1		防犯部員		社福部員	
	総務部長		G2		環境部長		体育部長	
	会計		G3		環境部員		体育部員	
			G4		文化部長			
			J1		文化部員			
			J2					
			HFI					
			V2					

班員の電話番号（個人情報）については、
役員名簿等を参照すること。

4 石内北学区社会福祉協議会

石内北学区社会福祉協議会規約

石内北学区社会福祉協議会規約

(目的)

第1条 この会は石内北学区における住民の福祉をはかり、明るい健全な地域社会増進を図ることを目的とする

(名称)

第2条 この会の名称は石内北学区社会福祉協議会という

(事務所)

第3条 この会の事務所は石内北学区集会所(建設までは会長宅)に置く

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 社会福祉、児童福祉、老人福祉、保健衛生など福祉活動の推進
- 2 地域社会発展のための調査および研究
- 3 地域の要求に基づく共同計画の立案
- 4 事業実施に必要な社会資源の活用
- 5 各種団体との連絡調整
- 6 広報活動
- 7 その他、目的達成のために必要な事項

(会員)

第5条 この会の会員は、石内北学区に居住する者、および学区内にある関係機関・団体の代表者をもって構成する

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名 |
| 3 | 事務局長 | 1名 |
| 4 | 会計 | 1名 |
| 5 | 監査 | 1名 |
| 6 | 地域福祉推進委員 | 若干名 |

(役員の選出)

第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする

- 1 会長、副会長、事務局長、会計、監査は、役員会において会員の中から選出する
- 2 地域福祉推進委員の選出は第10条による

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- 3 事務局長は、会の事務処理にあたる
- 4 会計は、会計事務にあたる
- 5 監査は、会計事務の執行状況を監査する
- 6 推進委員は、業務の推進をはかる

(役員の任期および補充)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない

- 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする
- 3 関係機関・団体の代表者として役員に就任した者が、その職を辞したときは後任者がこれに代わるものとする

(地域福祉推進委員)

第10条 この会に地域福祉推進委員設置要綱に基づく、地域福祉推進委員(以下「推進委員」という)を置く

- 2 推進委員は、役員会で承認を得て、区社会福祉協議会会長の委嘱を受ける。委嘱期間は2年とする。
- 3 推進委員は、区社会福祉協議会の会計・事務局を担当する。また、福祉のまちづくり総合推進事業の企画・調整、関係機関・団体との連絡・調整、区社会福祉協議会との連絡・調整等を行い、地域福祉活動の円滑な推進を図る

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる

- 2 顧問は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べるものことができる

(会議)

第12条 会議は役員会とする

- 2 会議は会長が招集し、議長となる
- 3 3分の1以上の役員から、議案を添えて会議の開催が請求されたとき、会長は会議を招集しなければならない
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議できる。可否同数の場合は、議長の決するところによる
- 5 委任状が提出されたときは出席者とみなすともに、委任された役員はその権限を行使できる

(役員会)

第 1 3 条 役員会では次の事項について審議し決定する

- 1 事業計画
- 2 予算および決算
- 3 会の運営
- 4 資産の管理
- 5 規約の変更
- 6 その他必要事項

(三役会)

第 1 4 条 三役会(会長、副会長、福祉委員、事務局長)では次の事項について審議し決定する

- 1 役員会への提案事項
- 2 事業計画の実施およびその推進
- 3 その他会の運営に必要な事項

(委員会)

第 1 5 条 必要に応じ委員会等を設けることができる

(会計)

第 1 6 条 この会の会計は、次のものをもってこれにあてる

- 1) 会費 1 世帯の年会費を 1 2 0 円とする
 - 2) 助成金
 - 3) 寄付金および委託金
 - 4) 事業から生ずる収入
 - 5) その他の収入
- 2 決算は監査を経て、役員会の承認を得なければならない
 - 3 会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる

(附則)

この規約は平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する

この規約は令和 2 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

石内北学区社会福祉協議会役員名簿

(自治会役員が兼務する)

役職名	名 前	自治会の役職
会長		自治会長
副会長		副会長①
〃		〃 ③
事務局長		社会福祉部長
福祉推進委員		※民生委員
会計・事務局		福祉推進委員
監 査		前年度会計から1名
理 事		副会長②
〃		総務統括部長
〃		総務部長A
〃		総務部長B
〃		総務部長C
〃		自治会会計
〃		〃
〃		〃
〃		社会福祉部長
〃		防犯部長
〃		〃
〃		広報部長
〃		〃
〃		環境部長
〃		〃
〃		体育部長
〃		〃
〃		文化部長
〃		〃
〃		G 1 街区長
〃		G 2 〃
〃		G 3 〃
〃		G 4 〃
〃		J 1 〃
〃		J 2 〃
〃		V 2 〃
〃		H F I 〃

令和２年度石内北学区社会福祉協議会事業計画

	石内北学区	区・市
４月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
５月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
６月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
７月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
８月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
９月	役員会 オープンスペース 百歳体操 長寿を祝う会（敬老会）	やるき・げんき・さえき祭り
１０月	役員会 オープンスペース 百歳体操	赤い羽根共同募金
１１月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
１２月	役員会 オープンスペース 百歳体操 子育てクリスマス会	
１月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
２月	役員会 オープンスペース 百歳体操	
３月	役員会 オープンスペース 百歳体操	

令和２年度石内北学区社会福祉協議会 予算計画

収入の部

項 目	予 算	備 考
前年度繰越金	74,432円	
会費収入	87,840円	120円×732世帯
助成金	60,000円	市社協助成金
	40,000円	共同募金実績助成金
	150,000円	福祉のまちづくり助成金
	58,560円	福祉活動交付金(80円×732世帯)
	120,000円	事務局活動費助成金
	150,000円	自治会助成金
	6,500円	民児協地域団体交流助成金
収入合計	747,332円	

支出の部

項 目	予 算	備 考
事務費	120,000円	通信・印刷費 事務局活動費等
会議費	35,000円	会議費
福祉事業費	353,000円	敬老会 子育てサロン等
研修費	10,000円	市福祉大会
安全対策費	25,000円	ボランティア保険 ミニネットワーク等
負担金	87,840円	区社協会費120円×732世帯
予備費	116,492円	
支出合計	747,332円	

5 連絡窓口一覧

◎行政窓口・連絡先一覧

佐伯区役所
〒731-5195
広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

FAX：923-5098

課名	係名	電話番号	主な仕事
区政調整課		943-9703	広報誌、入札・契約、刊行物販売、庁舎管理、各種統計調査など
		943-9706	区民からの要望・相談などの広聴
地域起こし推進課		943-9704	防災対策など
		943-9705	コミュニティ振興、まちづくり支援、住居表示、児童館・集会所など
市民課	住民係	943-9708	住民票、印鑑登録・証明、児童の就学など
	戸籍係	943-9710	戸籍の届出、特別永住者証明書、埋火葬の許可など
保険年金課	保険年金係	943-9712	国民健康保険の加入、脱退など
		943-9713	国民年金や戦傷病者及び戦没者の遺族への給付金の請求受付
	国保収納係	943-9714	国民健康保険・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納、納付など
農林課	農林振興係	943-9767	農林業の振興、魅力づくり事業など
	農林土木係	943-9751	農道・林道の農林業用施設の新設・改良・補修など
建築課		943-9745	建築確認申請の受付・審査など
		943-9744	市営住宅の維持管理・入居受付など
維持管理課	庶務係	943-9752	公園等の整備、河川改良、災害復旧工事、維持課・土木課の契約など
	管財係	943-9738	道路・公園・農業用施設などの境界確認、公園の使用許可など
	第一維持係	943-9737	道路等の維持補修工事、道路等の占用許可、街路等に関することなど
	第二維持係	943-9748	公園・河川の維持補修工事など
地域整備課	第一整備係	943-9750	国・県・指導の新設・改良工事など【旧佐伯区】
	第二整備係	943-9749	国・県・指導の新設・改良工事など【旧湯来町】
	下水道整備係	943-9756	下水道の整備予定、下水道管きよの新設・改良など
保健所佐伯分室		943-9762	医療薬事・食品衛生・環境衛生施設の申請受付など
佐伯区選挙管理委員会		943-9753	選挙人名簿の調製、投票・開票の事務、選挙啓発など

佐伯区役所別館
〒731-5195
広島市佐伯区海老園一丁目4番5号

課名	係名	電話番号	主な仕事
生活課	庶務係	943-9725	民生委員・児童委員、献血の推進、日本赤十字社地区事務など
	第一保険係	943-9726	生活保護の相談など
	第二保険係	943-9764	
健康長寿課	高齢福祉係	943-9729	高齢者の福祉相談、在宅サービス、後期高齢者医療など
	保険予防係	943-9731	成人・高齢者の健康相談、乳幼児の予防接種、被爆者健康手帳など
	介護保険係	943-9730	介護保険申請など
	総合相談窓口	943-9728	高齢者や心身に障害のある方などの保険福祉相談など
保健福祉課	児童福祉係	943-9732	保育園入園相談、児童手当、乳幼児・ひとり親家族などの福祉相談など
	障害福祉係	943-9769	重度心身障害者の医療補助、身体障害者手帳等の交付など
	保健指導係	943-9733	母子健康手帳の交付、乳幼児の健康診査、子育ての相談など

佐伯警察署
〒731-5156
広島市佐伯区倉重一丁目26番1号
電話番号：922-0110

佐伯消防署石内出張所
〒731-5109
広島市佐伯区石内北五丁目5番1号
電話番号：941-1112

五月が丘駐在所（石内北管轄）
〒731-5101
広島市佐伯区五月が丘二丁目6番6号
電話番号：941-2488

